

社会保険

65歳以上になり介護保険料徴収の対象から外れたのですが、配偶者が65歳未満であるため、配偶者の介護保険料を徴収しなければなりません。どう設定しておけば65歳以上の方でも介護保険料を徴収することができますか。

給与基本情報の、介護特定被保険者にチェックを付けて下さい。40歳未満の方でも、65歳以上の方でも介護保険料を徴収するようになります。但し、このチェックを付けると年齢計算は無視されます。また、配偶者の年齢等は給与計算では参照していないため、徴収する必要が無くなったならこのチェックは外して下さい。

一意的なソリューション ID: #1054

製作者: kscsupport

最終更新: 2020-04-21 04:16